

大分県がん対策推進条例 逐条解説

平成23年3月
大分県議会

○大分県がん対策推進条例について

(1) 制定の背景

①がんの現状について

がんは、昭和56年より我が国における死亡原因の第1位を占め続けており、平成21年における全国のがんによる死亡者は344,105人、本県においても3,532人に上り、全死亡者の約3割に達しています。

また、人は生涯で、ほぼ2人に1人ががんになり、さらに、がんになった人の約半数弱の人が5年以内に命を落としているとも推計されています。

さらに、がんは加齢により発症リスクが高まることから、全国平均を上回り高齢化が進展している本県においては、がんになる人が今後、さらに増加していくことが懸念されます。

②がん対策について

国においては、がん対策を進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状から、対策の一層の充実と総合的かつ計画的な推進を図るため、平成19年4月に「がん対策基本法」を施行するとともに、23年度までの期間を対象とした「がん対策推進基本計画」(19年6月)を策定しました。

本県においても、同法に基づき、平成20年3月に長期的な視点から今後のがん対策の基本的な方向を定めた「大分県がん対策推進計画」を策定し、がんによる死亡者の減少やがん検診の受診率の向上、がん診療連携拠点病院の体制整備、専門的な医療従事者の育成など様々ながん対策に取り組んでいます。

さらに、今年度がん対策をより推進するための行動計画として、「がんの予防」や「がんの早期発見」、など7つの分野について、具体的な目標値を設定したうえで、その達成に向け実施主体(県、市町村、医療機関、関係団体、県民、患者・家族)ごとの取組を定めた、大分県がん対策推進アクションプランを策定したところです。

(2) 条例制定にあたっての考え

本県においては、現在様々ながん対策が進められていますが、大分県がん対策推進計画に掲げた「がんによる死亡者の減少」、「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」という大きな目標を達成するには至っていません。今後は、大分県がん対策推進アクションプランに掲げる目標値の確実な達成により、その実現を目指していきますが、県議会としても、その一助となるべく、県民の生命及び健康にとって重大な課題であるがん対策について、その現状と課題を十分認識したうえで、行政機関、医療機関、県民それぞれの責務や役割を明らかにするとともに、県を挙げて行うがん対策に関連する各種施策の推進根拠となる「大分県がん対

策推進条例」を策定し、県政の柱である安全で安心な大分県づくりにつなげたいと考えました。

(3) 条例の特徴について

○県の責務や市町村、保健医療機関、県民の役割に加え、経済基盤の確保や治療、療養生活の支援に欠かせない事業者の役割についても明らかにし、県をあげてがん対策に取り組むものとしています。(第2条～第6条)

○特にがんの発生に関与するウイルス対策[※]については、がんの一次予防に重要な課題のひとつであるため、重点的な取組を講ずることを規定しています。このようなウイルス対策に関する明確な規定は、がん対策推進条例を制定している県では初めてのものです。(第7条4号)

※B型及びC型肝炎ウイルス(肝臓がん)、ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん)、
ATLウイルス(成人T細胞性白血病)など

○がん対策に必要な財政上の措置を講ずることを努力規定としました。(第9条)

大分県がん対策推進条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、がんが、県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関し、県の責務並びに市町村、がんの予防又はがんの治療等を行う医療機関（以下「保健医療機関」という。）、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見並びに科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）に関する施策の基本的な事項について定めることにより、県民の視点に立ったがん対策を総合的に推進することを目的とする。

【趣旨・解説】

この条例の目的を規定しています。

国のがん対策基本法に基づき策定された大分県がん対策推進計画では「がんによる死亡者の減少」、「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」の2点が大きな目標として掲げられています。

この目標の達成を図るために、条例においては、県の責務や市町村、医療機関等の役割について明確にするとともに、がんの予防や早期発見、がん医療の推進に必要な基本的な事項について定めています。

そして、この条例に基づいて、県が市町村や保健医療機関などと連携、協力により総合的に推進するすべてのがん対策施策は県民の視点に立ったものでなければならないとしています。

(県の責務)

第2条 県は、国、市町村、保健医療機関並びにがん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）で構成される団体その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）との連携を図りつつ、がん対策に関し、本県の特성에応じた施策を策定し、実施するものとする。

【趣旨・解説】

県の責務について定めた規定です。

当然のことながら、がん対策の推進は、行政のみで進められるものではありません。当事者たる患者及びその家族の声を聞き、医療機関をはじめとした関係機関等と連携を図りながら、県が推進する施策に反映させていくことが重要となります。さらに、経済基盤の確保や治療、療養生活の支援には、事業者の協力も不可欠となります。

このため、この条例でいう「がん患者等で構成される団体その他の関係団体」とは、がんの患者会や家族会、がん患者を支援する団体はもちろんのこと、健康保険組合や医療従事者が組織する団体も含んでいます。

なお、本県の特性に依りて策定・実施される施策内容については、第7条及び第8条に個別の定めを置いています。

(市町村の役割)

第3条 市町村は、県、保健医療機関及び関係団体等と連携し、がんの予防及び早期発見に関する施策の推進に努めるものとする。

【趣旨・解説】

市町村の役割について定めた規定です。

市町村には、地域住民に最も身近な行政機関として県などと協力しながら、生活習慣病の予防を目的とした健康教室等の開催、受診機会の増加や広報の充実などによるがん検診受診率向上の取組をはじめとして、がんの予防や早期発見の取組を推進することが求められます。

(保健医療機関の役割)

第4条 保健医療機関は、県が講ずる施策の実施に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるものとする。

2 保健医療機関は、がん患者等に対し、これらの者が求めるがんに関する情報を提供するように努めるものとする。

【趣旨・解説】

保健医療機関の役割について定めた規定です。

なお、ここで言う保健医療機関とは、大きくは医療機関と検診機関を指します。県内のがん対策の拠点として専門的な治療体制や医療従事者の資質向上のための研修体制、相談等の情報提供体制を具備し、地域での連携体制構築にあたり中核となる「がん診療連携拠点病院」やその他の病院やクリニックなど「地域の医療機関」、歯科診療所、薬局、介護サービス事業所などの「医療提供施設」、検診センターなどが含まれます。

保健医療機関には、県が実施する施策の実施に協力し、がんの予防に寄与するとともに、良質な医療の提供を行うのみならず、がん患者及びその家族の不安や疑問を解消したり、適切な医療が選択できるよう、正しい知識、情報が提供できる相談支援窓口の充実や気軽にセカンドオピニオンが受けられる体制（雰囲気）づくりを行っていくことも求められます。

(県民の役割)

第5条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

県民の役割について定めた規定です。

がんの予防や早期発見を図るためには、何よりも県民一人一人が正しい知識を持つこ

とが必要です。国や県、市町村や医療機関などから発信されるがんに関する情報に注意を払い、喫煙、偏った食生活、運動不足などが健康に及ぼす影響について理解するとともに、自らの健康の保持に常に関心を持ち、定期的に検診を受診するなど適切な行動をとることが大切となります。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができ、従業員本人又はその家族ががん罹患した場合であっても、安心して治療し、療養し、又は看護することができる環境の整備に努めるものとする。

【趣旨・解説】

事業者の役割について定めた規定です。

「事業者」は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号の事業者（事業を行う者で、労働者（従業員）を使用（雇用）するもの）をいいます。

がん検診自体は、事業者の責務ではありませんが、大切な従業員の健康管理を図るため、がん検診の受診を勧奨することや検診のために休暇を与えることは、事業者にとっても有意義なことと言えます。また、たとえがんになったとしても、勤務時間の見直しなどといった負担軽減策を講ずることにより、安心して治療や療養、家族の看護が続けられる環境づくりを、県や市町村と連携しながら、事業者として可能な範囲で努めることは、がん対策を社会全体で進めていくうえで大切です。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第7条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、市町村、保健医療機関及び関係団体等と連携し、及び協力して、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんの罹患に関する知識の普及及び啓発
- (2) 県の庁舎、学校、病院、公園、歩道その他多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策の推進
- (3) 性別による特有のがん及びがん罹患しやすい年齢を考慮したがん予防に関する正しい知識の普及及び啓発
- (4) がんの発生に関与するウイルスに対する感染防止及びがんの罹患を予防するための医学的管理の推進
- (5) がん検診受診率の向上のための施策
- (6) がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るための施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見のために必要な施策

【趣旨・解説】

がんの予防及び早期発見の推進を図るため、県が中心となり関係機関等と連携して進めるべき施策について定めています。

(1) がん予防において、生活習慣の改善は、一次予防として重要な課題の一つであるため、生活習慣が健康に及ぼす影響等がんの罹患に関する正しい知識を県民が得るために必要な普及や啓発に関する施策を規定しました。

(2) 受動喫煙防止対策の推進に関する規定です。喫煙自体の規制を目的とする内容ではありません。

健康増進法第25条においては受動喫煙を「室内かそれに準じる環境で、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義し、国民の健康増進の観点から受動喫煙防止の取組について規定していますが、本条においてもこれに準じています。

厚生労働省研究班によると、受動喫煙が原因で肺がんや心臓病で死亡する成人は、国内で毎年6,800人にも上ると推計されており、その対策が重要な課題となっているため本規定を置いています。

(3) 性別による特有のがんには、男性は「前立腺がん」、女性は「乳がん」、「子宮がん」、「卵巣がん」があります。また、がんは年齢に関係なく誰でもかかる病気ですが、年齢とともにがんになる可能性は高まり、高齢になるほど罹患しやすい病気と言えます。そのため、性別や年齢を考慮したがん予防に取り組むことが必要です。

(4) ウイルス対策に関する規定は、次のような理由から、現在までに条例を制定している10県にはない本県独自の規定となっています。

がんの発生には多くの要因が複雑に関与しており、特定することが難しいなか、ウイルスについては、がんの発生との関係が明らかであるものがあります。肝臓がんの要因であるB型及びC型肝炎ウイルス、子宮頸がんの要因であるヒトパピローマウイルス、成人T細胞性白血病（ATL）の原因となるHTLV-1ウイルスなどです。特に本県においては、肝臓がんや成人T細胞性白血病の死亡率が全国に比べて高く、ウイルス対策が重要な課題となっているため、ウイルスの感染防止やウイルス感染者の定期的な検診や治療の実施などの医学的管理について取組を行う規定を設けました。ワクチン接種の推進による子宮頸がんの予防、授乳指導による母乳を介した母から児へのHTLV-1ウイルスの感染防止、B型及びC型肝炎ウイルス感染者の慢性肝炎から肝臓がんの発生を防止するために定期的な検診と治療の実施などに取組により、がんによる死亡者の減少につながると考えています。

(5)、(6) 一次予防と併せて、二次予防として早期発見のためのがん検診は、最も重要な施策の1つになります。がん検診は、市町村が実施するもの以外にも、企業等の健康保険組合が福利厚生の一環として実施する場合や個人で病院や人間ドックで受診する場合があります。ここ数年、市町村が実施するがん検診の受診率は低下傾向にあるため、県としても、広報誌やホームページを使ったがん検診に関する情報提供の充実など受診率向上の取組を行うとともに、がん検診従事者を対象とした研修の開催支援などが必要となります。

(7) がんの予防や早期発見の手法は、今後も進展することが見込まれるため、必要な

施策が効果的に行われるよう、柔軟な規定を置いています。

(がん医療に関する施策の推進)

第8条 県は、がんによる死亡者の減少を図るとともに、がん患者等の苦痛の軽減及び療養の質の維持向上を実現するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
- (2) 緩和ケア（がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下同じ。）に関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成、治療の初期段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進、在宅において緩和ケアを受けられることができる体制整備の支援その他の緩和ケアの充実のために必要な施策
- (3) がん患者等の意向に基づく在宅におけるがん医療の充実
- (4) がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。）の整備及び機能強化並びにがん診療連携拠点病院の相互間及びその他の医療機関との連携協力体制の推進
- (5) がん患者等に対する相談体制の充実強化及びがん患者等の経験を生かした支援活動等の推進
- (6) 地域がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するためにがんに係る情報を登録する制度をいう。）の推進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、がん医療の向上のために必要な施策

【趣旨・解説】

「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」のために、県が講ずべきがん対策に関する施策について規定しています。

- (1)、(3) 本県の平成21年における人口100万人に対するがん治療認定医数や放射線治療認定医数は、全国平均を下回っており、がん看護の専門看護師についても同様であるなど、がんの医療資源は大幅に不足しています。このため、がん医療に関する専門的な知識や技術を要する医療従事者の育成や確保、がん患者の意向により在宅で医療を受けられる体制の確保が望まれます。
- (2) がんによって生じる身体の不調や精神的な問題に対処していくことは、がんという病気自体の治療と同じように大切なことです。緩和ケアの推進により、がんの医療を単に病気に対する治療としてだけでなく、患者のからだところのつらさを和らげ、社会生活あるいは家族までを含めて全体として支えるものにしていくことが求められます。
- (4)、(5) がん患者の苦痛を軽減し、また療養の質の維持向上を実現するには、医療

機関相互の連携構築による円滑な受療体制の確立やがん患者及びその家族を支援する相談体制の確保、患者会や家族会など患者等自らが行う支援活動への援助などの施策が求められます。

(6) 平成23年4月より県庁内に「地域がん登録室」を設け、地域がん登録事業を開始する予定としています。がん診療連携拠点病院以外にも、多数の医療機関との連携、協力によって、データの蓄積を早期に図り、医療水準の向上やがんの早期発見につなげることが期待されます。

(7) がん医療は、今後も進歩することが見込まれるため、必要な施策が効果的に行われるよう、柔軟な規定を置いています。

(財政上の措置)

第9条 県は、がん対策に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

がんは、県民の生命や安全にとって重大な問題であり、県民を挙げて克服しなければならない喫緊の課題です。このため、県財政は厳しい状況下にあります。がん対策に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずることを内容とする規定を置いています。県議会は、県民を代表する議決機関として監視及び評価機能を発揮し、費用対効果を十分検証した上ではありますが、必要な支援を積極的に行います。